

衣浦港 3 号地埋立問題シンポジウム記録

日 時 2005年9月10日(土) 午後2時～4時

場 所 武豊町中央公民館 視聴覚室

パネラー

中京大学教授

中川 武夫氏

愛知県環境部廃棄物対策課主幹

村松孝太郎氏

日本共産党前愛知県会議員

林 信敏氏

愛知海区漁業調整委員

坂口 久巳氏

司 会 日本共産党武豊町議会議員 梶田 稔

司会

みなさん、こんにちは。お待たせいたしました。定刻になりましたので、シンポジウムを開会させていただきたいと思います。

今日は、このように残暑の厳しい中、また何かとお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。

武豊町にとっては、降ってわいたような話が持ち上がりまして、住民のみなさんもいろいろとご心配されていることかと思えます。

今日は、ご専門の立場の先生方にお出でをいただいて、衣浦港3号地埋立問題シンポジウムということでご案内させていただきました。

いま、入場の際に各先生がご用意していただいた資料をお渡しして、お手元にあるかと思えますけれども、ご参照いただければと思います。

最初に、今日お話しいただく先生方、お名前だけ簡単にご紹介させていただきます。

皆様から向かって右から、中京大学教授の中川武夫先生です。よろしくお願いします。

次が、日本共産党の前愛知県会議員林信敏でございます。(林：よろしくお願いします。)

次に、愛知県環境部廃棄物対策室主幹村松孝太郎さんです。(村松：よろしくお願いします。)

次に、一番左側が、愛知海区漁業調整委員という任務に就いておられます、坂口久巳さんです。

私は、今日の進行役を務めさせていただきます、共産党の武豊の町会議員を務めております梶田稔と申します。よろしくお願いします。

今日の進行ですけれども、まずパネラーの先生方から15分から20分、若干前後する

かもしれませんが、最初のお話しをしていただきまして、その後、ご参会のみなさんから、ご質問があればお出しいただきたいと思います。その時には、どの先生におたずねをするかということをご指名していただければと思います。

そして、一通り質疑が完了する頃合いを見計らって締めくくりをさせていただきますけれども、最初の発言の逆に数分程度の締めくくりのご発言をしていただき、最後に、中川先生から全体の締めくくりをしていただくというような、そういう進め方をしてまいりたいと思いますので、ご協力いただければと思います。

それでは、早速ですけれども、中川先生の方から、お話を伺いたいと思います。よろしくお願いたします。

中川武夫さん

中京大学の中川でございます。最初に話をしろということでございます。

私の資料は、ペラ1枚のものがあると思います。環境廃棄物処理のあり方と将来を考えると、こういうテーマで最初15分から20分話をしろということでございましたので、ちょっと準備をしてきました。

いただいたテーマは広大なテーマで、私でちょっと答えられる問題ではないと思いましたが、廃棄物、ゴミ問題にも少し関心を持っていろいろやっている私として、どういうふうに考えているかということをお話しできたらと思います。

最初に、まず、廃棄物問題というのは、その最初のところにも書いてありますように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律という法律で定義されています。一般廃棄物とか産業廃棄物、特別管理なんか、いろいろなものが出てきます。それはなんじゃということが、こういう法律に書いてあります。そこを、まずきちんと理解をしていただきたいと思いません。

そして、その第2条に、この法律において、「廃棄物」とは、ゴミ、粗大ゴミ、燃え殻、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの、こういうふうになっておりますね。

わかったようなわからないような定義ですね。ですから、昔、豊島、香川県の豊島で産業廃棄物が埋め立てられて大きな問題になったことがございますね。未だにまだ、その後始末を巡って、膨大な税金をつぎ込んで処理をしておりますけれども、その時に県がなぜ取り締まらなかったかということですね。

汚泥を持ってきて、そこでミミズの養殖をしていると、これはゴミではなくてミミズのエサだと言ったんですね。エサだったらゴミじゃない。そうすると、廃棄物の定義からはずれるということですね。

わかったようなわからない話で、ことがどんどん進んでいって、香川県が半ばそれを容認したというか、共同で悪いことをしたみたいな格好になっているということですね。

それは一つは、こういう法の定義がこういう、ある意味では曖昧な形になっているということがございます。

そして、その中で、一般廃棄物は何かというところ、2項のところ、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物をいう。こういう定義なんですね。八百屋の隣は魚屋さんという感じになっています。

産業廃棄物は何かというのは、4のところ、書いてあります。事業活動に伴って生じた廃棄物の内、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物、ということになっております。

ですから、例えば、同じ新聞紙でも、みなさんが自宅で読んで後出されると一般廃棄物ということですね。新聞社が、売れなかったやつ、あるいは輪転機でうまく回らなかったやつを出す、これは産業廃棄物になるということです。

同じものが、産業廃棄物であったり一般廃棄物であったりするものですから、出る場所でははっきりしていても、出てしまうと曖昧になってしまうという、こういう問題がもう一つ問題としてはあるということですね。

それから、3番のところ、特別管理一般廃棄物というのがありますけれども、これはまた読んでおいていただければよいと思います。

こういうものに対して、特に産業廃棄物については、第3条ですけれども、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない、というふうに法律に書いてあります。

ですから、産業廃棄物は、出す業者、企業とか商店とか、そういうところが、自分の責任で処理をしなければならないというのが法律に書いてあります。ですから、本来は、それぞれのところが、トヨタ自動車ならトヨタ自動車、武豊（日本）油脂なら武豊（日本）油脂、そういうところがみんな自分の責任で処理をするというのが原則になっております。

だったら、世の中で本当は産業廃棄物の埋立場の公害問題というのは起こってこないはずなんだけれども、実は、あちこちでいっぱい起こっているというのが現状ですね。

愛知県でも、かつて豊田周辺で違法な処理をしているところが、かなり深刻になってから問題が明らかになっておりましたし、最近一番大きく問題になっているのは、岐阜県の善商というところですね。昔、豊島が一番多いとおったら、その次に三重県で発覚したら、これが日本で最大だと、今度、岐阜で発覚したら、これが日本で最大だと、いったいどうなっていくんだろうということですが、べらぼうの量の廃棄物が違法な処理をされている、ということになっているというのが現実ですね。

その前提として、そこに書いてありますように、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、云々と書いてあります。

法律にきちんと従ってやっていたらですね、それほど産業廃棄物を中心とした廃棄物による環境汚染というのは、大きな問題になってこないはずなんですね。はずですが、それが現実には問題になっているということ、やはりぜひ念頭においていただく必要がある。なぜなのか。日本の社会の仕組みとして、そういうことが現実には、起きてしまっているということですね。

本来、そういうことをきちんと監視すべきなのが、県及び市町村ということになってくるんですけども、現実には、先ほど言いましたように、豊島の問題をみてみましても、岐阜県の問題にしましても、それほど違法に処分されるまで、全く行政が気づいていないのか。気づいていないとしたら、これは監視体制が非常に問題だし、気づいていて何もしてなかったとしたら、なお問題ですね。

そういう問題を放置したまま、産業廃棄物問題というのは、基本的には片が付かない、いうことをまず前提としてはっきりしておく必要があると思います。

そういう点が、一応、法律には書いてありますけれども、現実にはそういうことがうまくされていないということが、最大の問題です。

ですから、日本中あちこちで、例えば、福井県だとか滋賀県だとか、あっちの方でも問題になっておりますし、それからかつては東北地方に、東京圏、関東圏のゴミが大量に持ち込まれているということが問題になりましたね。東北自動車道ができて、何が起きたかという、東北の過疎の村に突然最終処分場ができて、そこに関東のゴミが大量に持ち込まれる、こういうことが起きておりますし、滋賀とか福井とか、あの辺にいきますと、やっぱり近畿圏や東海圏からも持ち込まれているというのが、現実ですね。

岐阜の善商だって、ひょっとすると愛知県からもかなり大量に持ち込まれているかも知れない、いう問題がある。そういうことが、現実には、次々と明らかになっているということは、こういう原則的な対応がきちんとされていない、そこが最大の問題です。

その責任は、もともと事業者に大きな責任があることは言うまでもありませんけれども、そういうものをきちんと監視する、指導する、そういう立場であるべき行政が、きちんとやっているのかどうかということを、やはり一つは問う必要があるだろうと思います。

そうしなければ、きちんと問題が解決しないということになります。

そういう廃棄物の原則というものをきちんとふまえた上で、では具体的に個別の問題をどう考えるかということが必要になってくるだろうというふうに考えております。その辺を、したの方に3号地の埋立計画は？というところに書いてあります。

後でまた、愛知県の方や林前県議から、県内の廃棄物の状況だとか埋立の問題について報告があるような資料が出ておりますので、その詳しいことはそちらに譲りますけれども、基本的に3号地というのは、もともと埋立計画はあった。埋立計画としては、浚渫土砂ですね、どうしても港湾には、少しずつ土砂が溜まりますから、それを浚渫しないと港湾機能が維持できない。従って、それを浚渫する必要がある。浚渫すると、そこから出た土砂をどこかで処分しなければならぬ。ということで、名古屋港でもそうですけれども、浚渫土砂を埋め立てる場所があるわけですね。その場所として、この衣浦の3号地が計画されていた。しかし、それをこれを産業廃棄物と一般廃棄物、一般廃棄物というのは、みなさんが基本的にはご家庭から出されるもので、それを市町村が収集して、ある部分は処分をして、それを最終的に処分し切れなかったものを埋め立てるという感じですね。そういう用地として、この3号地を使おうというのが、今回の愛知県からの問題提起ということになると思います。

そこは、公共関与の最終処分場だと。つまり、第三セクター、民間ではなくて愛知県も関与した形での最終処分場を作ることになっています。この実績としては、すでに新舞子のところにありますアセックというカタカナ文字の事業団がやっている埋立場があって、ほぼこれが完全に埋立場がなくなったということも含めて、そこに書いてありますように、産業界や市町村から要望があったと。

産業界から要望があったということは、これは産業廃棄物ですね。本来、これは法律上でいけば、産業界が自らの責任で処理をすることが義務づけられているということです。それを、産業界が放棄して愛知県に何とかせーというふうをお願いしたのか圧力をかけたのか、それはわかりませんが、要望が出た。

それから、市町村が処理した一般廃棄物の埋立について、市町村から愛知県に要望があったという形になっています。

こういう要望というのは、行政の中では、本当に要望として下から持ち上がってくるものもありますけれども、上がこういうことを計画したから、それだけでは格好が付かないから要望を出してくれという、後から後付で要望をむしろ強制をするという、そういう問題もあるかも知れません。

今回がどうであったかは、私は具体的には知りませんが、一応、形式は産業界や市町村からの要望ということになっています。

そこで、第三セクター問題をどう考えるかということが一つあります。そして、県の説明資料をみますと、また後でお話があるかも知れませんが、民間ではなくて公共が関与すれば、違法な処分をしないし環境上も問題が起きないようにすると。ですから、こういう処分場は、公共が関与する最終処分場が望ましいのではないかと、望ましいと考えている、というのが愛知県の問題提起です。

ということになりますと、今後、愛知県は、県内の最終処分場を民間には許可をしないで、全部、第三セクターでやっていくつもりなのかどうか。ということが、一つ問われなければなりません。

本来、それが望ましいんだったら、そうすべきです。それを拡大していくということが必要になっているわけですが、そういう方針を持っているのかどうかというのは、残念ながら、私の今までのところでは知りません。

民間では危ない、危ないというのはその通りかも知れませんが、だとすれば、これからは、愛知県は民間に任せないで、県が関与して最終処分場を作っていくんだ、ということであれば、話は一貫している。

あるいは、そういうものをどんどん拡大していくんだ、ということなら話はわかりますけれども、どうもそうではない。一方では、民間にもどんどん最終処分場を許可している。そして、一方では、公共が関与することが望ましいといっている。いったいそれをどういふようにとらえたらいいのかというのが、一つの私の疑問でございます。

それから、第三セクターとして公共が関与すれば、本当に安全なのだろうかということが、もう一つの問題としてあります。

これは、民間事業者は悪いことをするけれども、行政は悪いことをしないという前提ですね。本当にそうなのか。最近では、むしろ公共関与を少なくして民間を活発にしろといっているどっかの首相がおりますけれども、そういう話とどういように関与していくのか、私の非常に大きな疑問でございます。

それから、もう一つ、これは既に時効ですから言っているとおもいますがけれども、新舞子に作られたアセックの今の処分場、実は、遮水シートといって汚物が海の中へ漏れないように、水を通さないシートをまず敷いて、その上にゴミを埋め立てていくわけですね。

そのシートは、なぜか破れないということになっているんですよ。本当に破れないかどうかというのは、非常に大きな疑問なんですけれども、破れたということになると、そこから汚染物質が海へ流れ出す危険性があるということになって、大きな問題になってしまふ。ですから、これは破れないんだということになっているんですね。いままで破れたという報告は、ほとんどありません。

東京の日ノ出町というところでもそういう話だったけれども、どうも遮水シートの下地下水の中にもいろんなものが出てくる。これは何でだと、破れておるに決まると、こういう話ですね。

では、新舞子はどうかであったかという、実は、破れたんですね。破れたけれども、こらげばれたら大変なことになるということで、実は、箆口（かんこう）令が敷かれました。

そして、破れたという話は、密かに関与した人から口づてに私の耳に入ってきた、という状況でございます。現実には、そういうことは未だに愛知県は認めていないということになります。

今日お見えになった村松さんの担当の時代とは違いますから、たぶん村松さんにはご存じないと思いますから、ここで村松さんをどうしようとか、そういうつもりは全くございませんけれども、実はそういうことがあっても、そういうことが公表されないということになれば、公共が関与すれば安全、というように本当に言えるのかということが大きな疑問になります。

これは、そうではないということ、もしそうであるとすれば、やはりアセックの新舞子のところの問題について、きちんと過去にさかのぼって明らかにして、そしてその対策について県民の前に明らかにしていくというのは、私は公共関与の原則だというふうに考えております。

そういう意味で、公共が関与するから絶対安全だということは、現実にはない、事実としてないと私はここで言わざるを得ない、いうふうに思います。

それから2番目として、法に明記されている減量への取り組み、そういうものでは、後で林さんの方からお話があると思いますが、少しずつは進んでいると思います。しかし、もう少し抜本的にゴミという廃棄物、捨てるもの、こういうものを抜本的に減量させていくということが、きわめて大事なことになってきています。

そういう点では、これはお題目は国を含めて唱えています。民間活用、民間でできることは民間というお題目と同じように、ゴミの減量というのは、何十年も唱えられてきてお

りますけれども、なかなか実効が上がっていないのが現実です。

それを端的に示したのが、みなさんもお承知で、私も非常に深く関与しました名古屋市の事例があります。

名古屋市は、同じように、名古屋港の西1区というところを、もともと埠頭として使って埋め立てるというところを、実は、名古屋市のゴミの最終処分場として埋め立てるということになって、数年前に非常に大きな騒ぎになったということは、みなさんご承知だと思います。

その時に、市当局や議会が言ったことは何かというと、名古屋市のゴミはいま岐阜県で処分をさせてもらっています、それはやっぱりまずいんじゃないかと。それから、岐阜県も、もう満杯になる、もう満杯になる、何度も何度ももうだめだ、もうだめだというのを3年おきぐらいに言うておりましたけれども、もうだめだ、未だに岐阜県で埋めさせていただいていますけれども、これ以上はもう無理だということで、やっぱりあそこを埋立なきゃならないということで方針を立てられました。

しかし、名古屋市は、それまでゴミの減量に十分に取り組んでこなかったということは、事実としてあった。その辺を、私たちは大いに批判し、しかも埋立地はたった10年で埋め立てられます。10年のために、諫早が埋め立てられた後では、日本で最大の渡り鳥の飛来地になってしまった藤前干潟を埋め立てて、渡り鳥をまたどっかへ追い出す、行くところがない渡り鳥がうろうろするような、そういうことをさせてはならぬということも含めて、そして、これぐらい埋め立てても大丈夫だというんですけれども、実はそう言いながらどんどん埋め立ててしまったんですね。

浅場の海が、ほとんど伊勢湾ではなくなりつつあるわけです。今度も、まあこれぐらいなら大丈夫というふうに言うんですけれども、これぐらいなら大丈夫というのが、次々と積み重なってくれば、非常に膨大な埋立が進行してしまうということにつながってくる。そうすると、伊勢湾の水質環境や底質の環境にも、極めて大きな影響を与えることは言うまでもありません。

名古屋市はどうなったか。それまでは、減量はすったもんだでできない、できないと言っていたのが、藤前を埋め立てることを断念せざるを得ないということになって、急遽、減量にしゃにむに組みました。

その取り組み方が良いか悪いかということは別ですけれども、そうして今なんと言っているかということ、ゴミ減量先進都市名古屋と言ってるんですね。国からも表彰されました。

つまり、ゴミがあるから埋立場を造らなければならないと言ってる間は、ゴミの減量は進まないということです。埋め立てるところがないから、背に腹は代えられず、しゃにむに減量しなけりゃならないという状況にならないと、実は、減量は進まない。そこで、例えば法的な問題も、問題とすれば明らかになってくるということが、現実としてはあると思います。

そういうことで、需要追随型では減量はできない。そういう意味で、愛知県が、産業廃棄物の減量にどこまで本気で取り組もうとしているのかということのを抜きに、産業界や市

町村から要望があったから造りますと、武豊のみなさん、お願いします、いうのではこれはやはり片手落ちだというふうに言わざるを得ない、いうふうに思います。

あと事業者は、本当に、法に定められたことを実践しているのかどうか。後を絶たない産業廃棄物の不法投棄は、なぜ起きるのか。それは、行政がきちんとそのことについて真剣に取り組んでいないというふうに、私は思ってます。それだけでは、もちろんありません。法の不備もあります。

しかし、法の不備があれば、実際に取り締まっている、監視している行政である県が、きちんとそのことを言う必要があるんだというふうに思います。

そして、これは後で坂口さんの方からお話があるかも知れませんが、衣浦を含む伊勢湾の水質への影響というものは、やっぱり少しずつではあるけれども、当然、出てくるということを含めて、この問題については、安易にOKということは、あるべき姿ではないというのが、私の意見でございます。

ちょっと時間をオーバーしましたがけれども、とりあえず最初の発言として、以上で終わります。

司会

ありがとうございました。

それでは、続きまして、愛知県環境部廃棄物対策課の村松主幹のほうから、今回持ち上がりました3号地の埋立計画等について、ご発言をいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

パワーポイントを使用してプロジェクターで説明していただきますので、前の方の明かりを消させていただきますので、よろしくお願いたします。

村松孝太郎さん

ただいま紹介にあずかりました、愛知県の廃棄物対策課主幹の村松と申します。

本日は、武豊町の副議長の梶田先生のほうから、3号地のシンポジウムをやるから出てこいと、こういうお話しがございまして、チラシを見させていただきましたけれども、具体的な説明がなく、納得がいかないと、説明不足であると、こういうのがチラシに書いてありました。

だから、反対であるということでしたけれども、愛知県といたしましては、やはりみなさま町民の方にしっかりと理解していただいて、安心していただくということが大切だと思ひまして、今日、再度でございますけれども、この前の住民説明会と同じような説明になるかも知れませんが、説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、ご存じだと思いますけれども、3号地について少し触れさせていただきますけれども、この衣浦港の3号地はご存じのように、武豊町の東大高の地先、旭硝子の東側でございますけれども、その海を愛知県の企業庁が浚渫土砂で埋立をしまして、工業用地を造成するという臨海用地造成事業としまして、平成11年度に工事を着手しました。

平成12～14年度までに、底面改良でございますけれども、護岸を造るための底面の改良工事をおおむね完成してまいりました。いうところでありましたけれども、企業庁のほうは、その後、景気の低迷による工業用地の需要の鈍化がございまして、15年度から埋立事業を一時休止しておりました。休んでおりましたけれども、企業庁としましては、やはり景気の動向を見ながら整備をしたいと、こういうように考えておりましたけれども、そこを愛知県が広域処分場としてお願いをしたと、こういういきさつがございまして。

そこを、うちのほうで愛知県が、そこを候補地として選定したいいきさつには、容量が500万m³あると、廃棄物を入れるのに、安定的に入れる量があるということと、やはり廃棄物の排出の多い尾張・知多地域からのアクセスが良いということでございまして、一つの候補地として選定させていただきまして、みなさんに説明させていただいているというところがございます。

それでは、説明に入らせていただきます。

いま、県内の処分場の状況が出ております。やはり、本県は物作りの県でありまして、産業活動も活発でありますし、人口も多いということで、消費活動も活発でございます。そういうことで、当然、廃棄物も多く出ておる地域でございます。

先ほど、中川先生の方からも、ゴミをリサイクルせよと、こういう話がございましたけれども、確かにリサイクル、ゴミの減量化も行っております。名古屋市も大分減らしてきていただいていると思っておりますけれども、減ってきております。

しかしながら、それでも年間いまだたい150万トンから200万トン近いゴミが、まだ最終処分場で処分されていると、このような状況でございます。

そのようなことがございまして、県内の廃棄物処理の残余年数が、平成14年度末で一般廃棄物については10.4年、産業廃棄物につきましては、これは自社処分場をのぞくということでございますけれども、自社で最終処分場を持つてみえるところもございまして。それを除きますと5.7年と、これは14年度でございますけれども、そのような状況になっております。

そのようなことがございまして、さきほどありましたけれども、要望があったと、要望にもいろいろございますけれども、確かに産業界、これは産業廃棄物でございます。それと市町村、これは一般廃棄物でございますけれども、そのような状態に鑑みて、安心して処理が任せられる広域最終処分場を整備したらどうかと、こういう要望が県に対してございました。これは、表に書いてございます。昨年、名商さんですとか中部経済連合会、それと10月に愛知県の町村会、同じく10月に尾張知多地域広域処分場確保連絡調整会議と市町村会、そちらの方から要望がございました。

先ほどありました、公共関与の処分場ということがございましたが、いま愛知県に三つの公共関与の処分場がございます。

ここで処分されている量は、全体の約30%、愛知県で埋め立てられている量の30%ぐらいが、公共関与の処分場で埋立をされております。後の70%は、民間の最終処分場の方で処分されております。これは、14年度の状況でございますので、いまは多少変わ

っていると思いますけど、ほとんど変わっていない状況だと思います。

簡単に説明させていただきますと、一番上が知多市の新舞子にございますけれども、これが愛知臨海環境整備センター、アセックでございます。大きさが、埋立量491万㎡ございます。埋立期間が22年3月までありますけれども、それ以降は埋立ができないという状況になっております。

ここは、県内で発生する産業廃棄物、それと一般廃棄物につきましては、尾張・知多地域、武豊町さんも入っておりますけれども、尾張地域と知多地域の一般廃棄物もここに入れております。

その下の碧南市にあります、衣浦港ポートアイランド環境事業センター、ここは21年3月、1年アセックさんより早いですが、21年3月までしかここは入れることができません。

産業廃棄物につきましては、1年前の19年度で終了されると聞いております。

ここは、武豊町さんの対岸にございますけれども、そこには産業廃棄物、衣浦港周辺の5市4町と、これは半田市、碧南市、刈谷市、西尾市と高浜市、4町といいますのが武豊町、美浜町、一色町に東浦町、いうふうになっております。

一般廃棄物につきましては、このほかに市では常滑市、大府市、知立市、豊明市に安城市、町の方は阿久比町、南知多町、吉良町に幡豆町、いうのが入ってきます。

それで、10市8町になるということでございます。

それに、一番下の豊田市と書いてございますけれども、これは豊田市にございます。

これが、唯一、内陸部でございますけれども、ここは豊田市と三好町、豊田市は合併しましたので、昔の東加茂郡、西加茂郡と豊田市が入っております。

ここは、平成36年3月まで、一応、埋め立てられることになっておりまして、その地域の企業の方が出資しまして、ある程度メンバー的な感じでここは運営されております。ここは、まだ36年までであると、こういう状況になっております。

愛知県の広域処分場の基本的な考え方でございますけれども、ここに書いてあります。必要に応じて第三セクター方式により、広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う。

これは、先ほど言っております、確かに基本的には一般廃棄物は市町村の行政の責任において行う。産業廃棄物につきましては、排出者、事業主が責任を持って処理をする。これは原則になっております。その原則はございますけれども、必要に応じて第三セクターにより広域的な最終処分場の整備を行う。

これは、法律の中で、12年度に法律が改正されまして、その中で、産業廃棄物の処理につきまして、都道府県の行う産業廃棄物の処理に関する事項ということで、産業廃棄物の処理を、その事務として行うことができると、こういうことを明文化したのが平成12年に改正されました。

条文は、都道府県は産業廃棄物の適正な処理を確保するために、都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理を、その事務として行うことができる、というところで、現実には確かにこのような、なかなか難しい事情でございますので、なかなか

かできにくいということでございまして、例えば、埼玉県では直営で最終処分場を持っているところもございまして、いま神奈川県も、直営で計画しているところがあるようなのですけれども、愛知県は、法律の中で処理計画を造らなければならないということになっておりまして、その中で第三セクターにより関与すると、直営で愛知県はやるということはいたしません、第三セクターによって関与すると、まあ例えば、第三セクターを作るときにそこに出資するとか、そのような関与をさせていただいて、そこで処理をすると、そういうところで参加しましょうということで、処理計画の中でうたわさせていただいております。

49年9月に産業廃棄物の処理計画を作っておりますけれども、その中で基本的な方針をうたわさせていただいております。

これが、公共関与の処分場の一般廃棄物、家庭から出るゴミですけれども、その受け入れ割合、どれくらい受け入れているかという表でございまして。

先ほどから話が出ております、愛知臨海環境整備センター、アセックでございまして、ここは35%を受けております。その下の衣浦ポートアイランド環境事業センター、ここは先ほど申しました10市8町、その市町村が関与しておりますが、受け入れている割合は81%がここを使っておるということでございまして。あとの20%近くは、民間ですとか、そういったもので埋め立てておりますけれども、81%がこの地区では関与しているということでございまして。

それで、豊田加茂環境整備センターについては38%となっております。

その次は、産業廃棄物の地区別の排出量、産業廃棄物が地区別にどのくらいどの地区から出ているかという表でございましてけれども、名古屋市を除く尾張・知多地区でだいたい45%、名古屋市が17%ありますので、足しますと尾張・知多地域から6割以上の廃棄物が出ているという表でございまして。

次に、私どもが候補地として検討している3号地の処分場の概要ですけれども、だいたい面積が47㍍、廃棄物の埋立容量は500万 m^3 、アセックが491万 m^3 でございまして、今のアセックと同等の容量ではないかと思っております。

埋めた廃棄物の種類と書いてありますけれども、ここに書いてありますのは、現にアセックが埋めているものと同等のものを考えているということで、書かせていただいております。

排水処理の施設でございましてけれども、これは法に定める排水基準よりさらに厳しい自主管理基準を定め、それを達成できるだけの排水処理施設を整備する。これは、現在、アセックがこのような格好でやっておりますので、それと同じような格好でいきたいと、こういう計画を持っております。

以上でございましてけれども、これは工業用地ということで、これは武豊町さんから工業用地ということでございまして、工業用地にさせていただきます。企業庁が計画しておいた用地そのものを考えております。

それと、廃棄物の搬入経路でございましてけれども、3号地が塗りつぶしてありますが、

赤いところが進入道路、これは日本化学と旭硝子の間を入ってくると。そこに入るまでの道路でございますけれども、臨港道路ですが中山製鋼のところまで止まっております。

247号線が書いてありますけれども、これがなかなか朝晩渋滞していると、ここは通ってもらっては困るという話もございまして、臨港道路を南の方へ、点線のところでございますけれども、南進して日本化学と旭硝子の間に入る。このような道路を計画しております。

この方法につきましては、今後、町長さんとも協議をして行かなければならないと思っております。

それと、どこを通過して3号地まで来るかということでございますけれども、三河地域からの廃棄物は、例えば、衣浦大橋経由あるいは衣浦海底トンネル経由で、臨港道路に入って南進するというのを考えております。

尾張地域からにつきましては、半田常滑線ですけれども、これがまだ一部臨港道路の方にできておりません。けれども、ここを何とか建設部にお願いして通して、この臨港道路までくっつけて、その道を使いたいというように考えております。仮に、整備が間に合わなかった場合には、半田市や武豊町との協議が当然必要となりますが、計画都市はこのように考えておりますが、今後の協議事項もまだあると、こう思っております。

それと、処分場ですけれども、どのような処分場を作るかという計画段階ですけれども、白いところは安定型の護岸ということで、入れるものをガラスのクズですとか瓦のクズ、こういうものを入れる区域と、あとは管理型の護岸といたしまして、一般の廃棄物、焼却残渣ですとか、そのようなものを入れる地域とを分けて、作ろうじゃないかということをや計画しております。

将来的には、安定型の方には都市再開発用地、また管理型処分場の方には工業用地を整備することを計画しております。

当然、最終処分場は、周囲を護岸で囲んだ中を廃棄物で埋立ますので、管理型の処分場の周りには遮水構造のあるものを当然作っていきます。

いまの時点の標準的な護岸のイメージでございますけれども、左側へ廃棄物が入ります。ここに、遮水工事としてありますけれども、遮水層は2重の遮水シートを用いて遮水することをいま考えております。

それと、スケジュールでございますけれども、スケジュールはまず環境アセスメント、これをお願いしまして、先にやらさせていただきます。その中で、町あるいは関係団体、住民のみなさま方の意見をここでしっかり聞いていきたいと思っております。

最終的には、先ほどちょっと説明させていただきましたけれども、アセックが平成22年度には終了しますので、それに間に合うようにできれば整備したいと、このように考えております。

期間につきましては、廃棄物の出る量にもよりますけれども、だいたい10年から15年は廃棄物の埋立を行いたいと、このように考えております。

それと、先ほど説明させていただきました、公共関与の概要を写真で紹介させていただ

きます。

これは、平成元年に豊田市の市長さんと産業界から組織を立ち上げまして、平成4年4月に供用開始になっております。

この施設には、高度排水処理施設を設置しておりますが、それには県も補助をさせていただいております。

これは、衣浦港地内にあります衣浦港ポートアイランド環境事業センターでございます。

これは、平成11年2月に供用開始されております。当然、ここにも高度排水処理施設を設置しておりますので、県のほうでも補助をさせていただいております。

廃棄物を入れておるところは、写真の中で、赤線で囲んだ部分です。そこに廃棄物を入れております。隣接する浚渫土砂の捨て場と一体として整備されておりました。将来は、埠頭用地や緑地等々になる予定になっております。

これは、愛知臨海環境整備センター、知多市にあるものですが、63年に愛知県あるいは産業界、知多市も入っておりますけれども、このような組織で設立されております。これは、平成4年3月に供用開始されております。

それと、アセックの話させていただきましても、いまアセックが22年3月で終了するというので、私どもその後を、このアセックと同じような、あるいは事業主体をここになっていただくことを考えておりますので、アセックと同じような廃棄物の処理方法を考えておりますので、その辺を少しどのような管理をしておるかということ、いまのアセックの廃棄物の流れと管理について説明させていただきます。

まず、廃棄物の受け入れ契約を結ぶ前の段階では何をやるか。その次に、受け入れる段階ではどのようなことをするか。受け入れて、埋立はどのような格好で埋立をしておるか。それと、その後の処分場の維持管理はどのようにやってるか。このようなことを、順番に説明させていただきます。

まず、廃棄物の受け入れ契約を結ぶ前の段階でございますけれども、希望する事業所の方から、まず現地調査の申込書をいただきまして、アセックの職員が直接廃棄物を出す事業所の方へ伺いまして、そのゴミ等の現場確認を行なわせていただいております。そこへ行きまして、物を見まして、検査試験をやり、時には機械で分析をして、その廃棄物が有害物質ではないということもしっかり確認をしております。

その次に、現地調査後に契約を結ぶことになっております。

まず、事業所の方から、搬入の申込書、廃棄物の種類ですとか、どのぐらい入れるのかとか、搬入する車両、これは指定車両でございますので、登録ナンバーからすべて書かれた一覧表を提出していただいております。それと、廃棄物の分析証明書とか、そのようなものも提出していただいております。

その時に、そのようにチェックをいたしまして、事業所に契約するとき、廃棄物の搬入のルート、これはこの道を通って、こういうものを入れてくださいというものを指定いたします。例えば、住民が住んでいる街の中を通るとか、そういうことのないようなルートを指定して契約を結びます。

もし、他のところを通るようなことがあれば、それは当然注意はいたしますし、場合によっては受け入れを止めるとか、そういうことも考えております。

廃棄物を受け入れる段階でございますけれども、計量施設で重量を量り、当然、必要書類の確認を行う。マニフェスト等の確認も行っておると、入り口でいろいろな検査をしまして、中へ入っていただきます。

その時に、実際に、物によっては廃棄物をトラックの上に乗りまして、目視で確認をしたり、中の袋を開けて物を見たり、有害物質が溶け出しているかどうか、簡易調査をやることもございます。

その次に、廃棄物を埋め立てる段階でございますけれども、場内の道路は粉塵発生防止のために、速度制限しておりまして10km/Hで走ってくださいと、こういう規定になっております。

下の方ですけれども、これは埋める位置を、今日はここへ埋める、明日はここへ埋める、指示を出しまして、トラックを誘導しております。

汚泥等の廃棄物は、水中に投入して埋立をしております。

軽い物、廃プラ類につきましては、水中には投入せずに、場所を決めて穴を掘ってそこに埋めておると、入れますとすぐに陸上で砂をかぶせて埋めておると、こういうことをやっております。

廃棄物を埋め立てる段階ですけれども、下にありますのが場内の散水車と書いてありますけれども、これはホコリが立たないように、常時、アセックのほうで水をまいております。

その右の方が場内のパトロール、小さい乗用車が、アセックの職員が処分場の中を、定期的に巡回しておるということでございます。

廃棄物を降ろしまして帰る段階でございますけれども、ここに長い水を張ったところがありまして、ここを通過して帰って行くということになっております。ここで、トラックに付いた廃棄物、タイヤに付いた廃棄物を、この水を張った道路を走りまして、しっかりと廃棄物を落として外に出て行っていただくということになります。

この水面が張ってある下は、波状になっておりまして、走りますとトラックが上下しまして、廃棄物を落としやすいような構造になっております。

処分場を維持する段階でございますけれども、やはり水は酸素が不足しますと水質が悪くなりまして悪臭を出すということで、アセックでは、水質浄化対策及び悪臭防止対策としまして、水流発生装置、それとトレンチと言っておりますけれども、せせらぎ水路を設置しておりまして、水をきれいに保っております。

水路のようなものがトレンチ、せせらぎでございますけれども、底層の水は酸素をほとんど含んでおりませんので、一番下からポンプでくみ上げまして、このトレンチに流した後、また池に戻しております。

長さが550m、2系列ございます。幅が2mのものとも6mのものもございますけれども、そこへ流して、また池の中へ戻しているということになっております。だいたい1日

に4000m³ほど通水しております。

それと、これが水流発生装置、これは2機設置しておるわけですが、水の溜まった中へ埋めまして、そこで水流を発生させる、水を循環させて、オゾンを含む空気を送ることによって、水質の改善や悪臭防止に役立てておるといことで、これも設置しております。

最後は、排水処理装置でございますけれども、排水を海に戻すときの施設でございますけれども、まず生物処理施設。前処理でございますけれども、ここでまずゴミをとったり、有機物や窒素を取り除いております。

その後、左の方へ行きまして、凝集沈殿施設。ここで固形物を取り除きます。下の生物処理施設、曝気ですとか空気を入れまして生物処理をしております。

これは砂濾過塔で2機、その横にあるのが活性炭吸着塔6機ございます。砂濾過のほうには、水に溶けてないものを処理する、活性炭の方で水に溶けているものを処理するというごことございます。

アセックでは、信頼を得るために環境方針を定めております。ISOの14001の承認もっておりますし、廃棄物の種類や量等もホームページでも掲載して、みなさまに紹介しております。

また、この写真は、希望のあった見学者に、場内を説明しておるところ、右のところは会議室でみなさま方に説明をしておるところでございます。

3号地も、当然、このように開かれた処分場にしていきたいと思っております。

はしょった説明で、わかりにくかったかも知れませんが、以上で私の説明を終わらせていただきます。

司会

ありがとうございました。

それでは、続きまして、日本共産党の前愛知県会議員林信敏さんより、お話しを伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

林信敏さん

林信敏でございます。

県議会におりましたときに、企画環境委員を仰せつかっておりまして、廃棄物処理の問題、県内さまざまな問題に関わって参りました。そんな関係でお招きをいただきました。ありがとうございました。

企業庁が、衣浦、東三河、そして臨空と、今後どんどん埋立地の工場立地が進むだろうということで、埋立を進めて参りましたね。

産業構造が大きく変化いたしましたよ。臨空なんてひどいものですね。前島造ったけれども、ホテル1件だけですか。もう衣浦も終わりましたね、そういう

時代は。でも、計画はあるんですよ。どうでしょうね。このままいったら、塩漬けになってしまうであろう、何とかしてほしいという企業庁の思惑と、税金投入で安上がりの産廃処分場を造ってほしいと、そういう財界方面の思惑がここで一致したんじゃないかなあというような思いもいたしますけれども、どんなものでしょうかねえ。

アセックの話が出ました。私の、このグラフや表のコピーの裏の方をみていただきたいと思います。アセックの状況ですね。アセックは、愛知県が28%を出資している第三セクターというやつですね。

上の棒グラフは、埋立量の経年変化でございます。平成7年は、年間80万トンですか、埋め立てておりましたね。これがピークですね。徐々に下がって参りまして、最近のピークは平成11年度ですか、58万トン。平成16年度は、なんと27.4万トンに下がってますね。平成7年に比べて3分の1になりますかね。平成11年に比べても、ちょうど半分。

ゴミを埋め立てて、その料金をもってアセックやってるわけですから、埋立処分量が減るということは、売り上げが減るということですよ。

最近、県が発表した第三セクターの経理の内容を見てみますと、アセックは収支差引額はマイナス7億3千161万円となっています。7億円も赤字を出しちゃってるんですね。ゴミが少なくなっちゃった。

その下の折れ線グラフを見ていただきたいと思います。

ここの、先ほど、県の職員さんから、だいたいアセックと同じような構成だというお話がありましたね。そのために、私、これを持ってきたんですけれどもね。

アセックの場合ですね、汚泥が30%、埋め立てている産業廃棄物の3割が汚泥ですね。それから、ダスト類が27%、燃え殻が17%、廃プラが4%と、こういう話なんですけれども、その主力の汚泥がどんどん少なくなってきたわけですよ。汚泥の埋立量の減少が、アセックの埋立量の減少に主につながっていることがわかりますね。

一般廃棄物はどうでしょう。みなさん方から、ご家庭で出る、それを燃やす、灰になりますね。その灰を埋め立てるわけですが、一般廃棄物を見てみますと、横ばいなし減少ですよ、アセックに持ち込まれているというのは。

こういう現象なんです。なんで、汚泥がこんなに減っちゃったんだろう。再生利用が進んだんですね。汚泥を乾燥させて、県の資料がありますけれども、汚泥を浄化センター周囲の盛り土材料として使用したり、鉱山跡地の整備材料として使用したり、あるいは埋め戻し材として使用したりということで、汚泥を環境上いいかどうかは、中川先生は別のご意見を持っていらっしゃると思うんですけれども、とにかく汚泥の再生活用が進んで、それによって、埋立量がかなり減ったということが言えると思うんですよ。

さてそこで、表に戻っていただきたいと思います。埋立処分場の、残存容量つまり余裕が少なくなってきた。このままいくと処分場がなくなってしまうと、産廃が至る所に溢れると。

民間の処分場は、住民の反対でなかなか造れない。だから、公共関与で地方自治体、県や

市町村、この役所が前面に立って人も出す錢も出す。そうして、第三セクターを立ち上げて、処分場を造るということが今度の計画ですね。

お話しの脈絡というのは、だいたいそういう風になっているんです。もう、筋書きはできている。

今日、まず私がみなさんにお考えいただきたいのは、産業廃棄物の発生と処分場建設のイタチごっこ、これが環境破壊のイタチごっこ、悪循環を招いていくわけですよ。

だって、50年ですか、相当広い三河湾を埋めるわけですね。私は、子どもの頃、僕は名古屋の人間ですが、富貴の海へ毎年来ておったんです。海の家がありまして、いまはもう全然昔の面影ないですよ。工業地帯に変貌いたしました。

貴重な閉鎖性海域の三河湾が、どんどん埋め立てられてしまう。これは、大きく見たら、大変な環境にとって損害です。地球環境の悪化にも結びつきますよ。

そういうことで、この産業廃棄物の発生とそれを何とかしなければならぬということで、処分場をどんどん造っていく。このイタチごっこの中で、身近な環境や地球環境が、だんだん弱まり悪化していくと、このイタチごっこで良いのか、どっかでここら辺で断ち切って、あるいは方向を変えて行かなきゃいけないのじゃないかと、いうことがまず第一に私が申し上げたいことですね。

ぜひ、今回の衣浦港の3号地の埋立処分場の建設問題を通じて、改めて廃棄物処理というよりも、廃棄物発生のある方、処理というのは出たものをどう処分するかという話で、もうちょっと前に戻って、何とか産業廃棄物そのものをできるだけ出さないような、社会の仕組み、産業の仕組みにならないかということまで、いっぺん考えてみたいなあというふうに思うんです。

先ほど、中川先生からなかなかきつい指摘がありまして、産業界や地方自治体の要求ということだけでも、かれらはゴミの発生そのものを減らすこと、また、やむを得ず発生してしまったゴミを、本気になって減量化して埋立量を少なくするということを、本気になってやってるのかということのご指摘があったのですけれども、私も疑問に思っているんですよ。

廃棄物を極力出さないようにする、新たな研究開発や製品開発、また環境対策を行うのは銭がかかると、それよりも県民の税金入れて、公共関与の埋立処分場を造って、そこへ産廃を持ち込んだ方が安くつくと、こういう市場原理からすると横着な計算も働くわけですね。

そうなりますと、これまで国も繰り返し言ってきましたけれども、三つのRなんて言われているでしょう。リデュース、発生そのものを抑えようと、リユース、再利用しよう、リサイクル、再生利用しよう、これがだんだん弱くなってしまふ。特に、一番、発生源で抑えるというリデュース、これが甘やかされてしまふ、ということになりますと、さっきの悪循環が解決できませんね。

そういう点で、一つの教訓は、先ほど中川先生からも出ておりましたけれども、私からも、名古屋の人間ですから、藤前干潟を焼却施設から出た灰の埋立処分場にしようという

わけでしょう。

あれが、市民のみなさんや広い国民のみなさんの支援を受けて、パーになりましたね。埋立場がなくなっちゃったわけですよ。これはどうしようもない、もう。

そこまで追いつめられた名古屋市だって、市民にも訴えて、ゴミ減らさざるを得ないと。私なんか、町内で保健委員をやってますと分別大変なんですね。どんどん資源化して、少しでも資源化して、ゴミの減量かやると、そうして焼却するゴミの量を少なくして、出てくる灰も少なくすると。そうすれば、ゴミ処分場、最終処分場と言ってますけれども、少しでも減らすことができると、こういう話で、やむにやまれずやったわけですね。

ああいう風にやむにやまれずというところまでいかないと、行政側も、またとりわけ産業界は金がかかってますから、本気になって方向転換しようというふうにはならないんじゃないかというふうに思いまして、ぜひここで方向転換のきっかけを作っていたらなと思います。

次に、公共関与の広域最終処分場というのをどう考えるのか。

廃棄物の処理施設には、焼却する、燃やす中間処理なんてのがありますね。燃やすだけではありませんけれども、中心は燃やすということですね。

それから、燃やして出た燃え殻、あるいは灰などを埋め立てる。これを最終処分場と言いますね。

本来、産業廃棄物につきましては、排出事業者責任原則というのがありまして、これは廃棄物処理法第3条の第1項に、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない、というふうに言ってるわけですよ。

それはそうですよね。自分の事業活動、自分のお金儲けのために製品を作る過程で出てきた産業廃棄物、あるいは製品そのものが、やがて廃棄物になる。これは、慈善事業、福祉でやってるわけじゃありませんから、自分の企業の事業活動としてやってるんだから、これは事業者が責任を持つのは当然ですよ。

そういうことで、排出事業者責任原則となっているんです。ところが、この原則がだいぶいい加減にされてきておるわけです。形骸化なんて言葉がありますけれどもね。

その一つとして指摘されているのが、この公共関与の処分場ですね。役所が前面に立って、ゴミ捨て場を造ってやる。それを企業が使う。こういう仕組みなんですね。つまり、簡単に言えば、事業活動、企業活動の尻ぬぐいを行政にやらせるという側面を持つわけですよ。

そういうところから、責任原則がなし崩しにされていく、そういう面を持っているということを、やっぱり見逃すわけにはいかないですね。

私は、公共関与の処分場を、全部否定するわけじゃありませんけれどもね。そういう側面があるということは、やっぱりしっかり見ていかなきゃなりません。

1999年の埋立処分量は、お手元の資料の一番上の左側にありますように、平成11年度に愛知県内で190万トンで、だんだん減っていますね。190万トンの内、事業者が自社で処分してきたのが10.4%。それから、処分業者に頼んで処理をしてもらった

のが89%。この処理業者といっても、民間の業者は52%で、先ほどもお話しがありましたけれども、37%が公共関与の処分場に委託して処分しているんですね。

この公共関与のしめる割合が、どんどん増えてきているんですよ。そこで、先ほど私が言いましたように、排出者の責任原則が、公共関与する中で、だんだん曖昧にされていく危険性を感じているわけです。

次に、産廃の埋立処分量は、全体として下がってきております。産廃の発生量そのものを見ますと、一番上のグラフですけれども、このグラフだけで見ますと、平成6年度1727万7千トンとピークに横ばいしないし減少傾向にありますね。

景気の動向もありましょうし、同時に、排出抑制と言いますか、そういうことが進んでいると思うんですよ。

平成11年度には1721万4千トンと若干下がっていますね。その中で、先ほど言ったように、産業廃棄物の中心は、一番割合が多いのは汚泥です。この汚泥を見てみますと、真ん中のグラフの右の方を見てください。これは、処理状況の経年変化で、主な産廃の変化を見たものです。鉍滓、金属クズ、汚泥となっていますね。

汚泥にちょっと着目していただきたいんですけども、汚泥は平成元年、平成6年、平成11年度とのびています。伸びていますけれども、その内訳を見ますと、上の黒く塗りつぶしてあるところは、これは埋立処分量ですね。ぐっと減ってますね。先ほどのアセックのところの説明しましたけれども、汚泥の埋立処分量は減ってますね。

全体が増えているのに、どうして減っているのでしょうか。資源化量が増えていますね。それから、減量化量が増えてますね。そのように、ひとくくりで汚泥と言っても、年々内容が変化してきている。これまでは、全部とは言いませんけれども、相当な量を埋立処分場に放り込んでおいたけれども、それを資源に再利用したり、あるいは減量化したりということがやられてきて、埋立量は減ってきているでしょう。

このように、産業廃棄物は固定したものではなくて、変化する。また、変化させなきゃならない、という方向ですよ。そのことを知っていただきたいかったです。

次に、愛知県は、埋立処分する産業廃棄物が、どんどん入ってきているんですね。愛知県は、全国製造出荷額トップの物造りの県だから、もう産業廃棄物は大変で、どんどん外へ出していると思ったら、そうじゃない。

一番下のグラフの左を見てください。平成6年には、実は出超だったんです。愛知県から外に埋立処分の産廃を持って行ってお願いしていた。それが、平成11年になったら、逆に愛知県にどんどん入ってくるようになってしまったんです。

いま愛知県でどうでしょう、埋立産廃の2割ぐらいは外から入ってきたものじゃないんですか。これ、何とかありませんかねえ。だいたい、首都圏からが多いんですけどね、東京方面から。高速道路のインター付近は危ない。

さて、そういう中で、お手元のグラフと表の一番右の下のものを見てください。

これは、愛知県が国の基本方針に基づいて、今後の産業廃棄物の処理計画をまとめた数字ですね。

排出量を見てください。平成11年が1306万1千トン、平成22年が1397万6千トンと増えているんですね。全体として、ゴミの量を減らしていかなきゃならないのに、この需要予測というのは増える方向を容認しちゃってるわけですね。

そういう中でも、埋立処分量はどうかというと、減らしていますね。もっと減っていくという見通しを持っていますよ。

最終処分量を見ていただきたいと思いますが、平成11年度には、190万7千トン。それが、さらに減って112万5千トンになるだろうと。僕は、これでまだ多いと思ってるんですけどもね。

だいたい愛知県の、ここに持ってきたんですけども、これが現在の、いま説明した計画ですけども、その前に第6次といのが平成9年7月にございまして、ここではもっとすごい勢いで産廃が増えるというふうに見込んでいたんです。ところが実際には、かなり減っちゃったんですね。そういうことで、どうも行政側は見方が甘い、過大見通しだという面もございまして、この辺もしっかり見ていただきたいというふうに思います。

時間が超過しましたので、終わります。

司会

ありがとうございました。

それでは、最後になりましたけれども、愛知海区漁業調整委員を努めておられます、坂口久巳さんからお話しをいただきます。

お願いします。

坂口久巳さん

私は、3号地埋立と内湾漁業を考えるという資料がありますので、これをご覧いただきながら、少し聞いていただきたいと思います。

ここにおられる方は、みなさん武豊の町にお住まいの方で、釣りに行かれる方は、海に対する関心も多少はお有りかも知れませんが、あまり関心を持たれていない方が多いのかも知れませんが、ぜひ、この機会に海のことにも関心を持っていただきたいと思います。

私は、この衣浦3号地で埋立が行われることによって、三河湾が、今でも大変な状況なんですけれども、もっと大変な状況になるというふうに心配しておりまして、なろうことなら止めていただきたいと思っています。

最初、中川先生の方からお話しがありましたんですけども、防水シートで有害物質が流れ出さないようにきちっとやってあると言ったけれども、大きな地震が来たら、どんなになるか分かりません。もし、有害物質が流れ出すということになると、知らず知らずのうちに、私たちが食べる魚にも影響が出てくる。もし、そんなことがあったら大変なので、ぜひ、止められるものなら止めていただきたいというふうに思っております。

1枚はねてください。3ページ目になるのでしょうか、表があります。これは、愛知の

水産業の動きのコピーですけれども、愛知県は、大変すばらしい漁場を持っております。下のB表というのを見ていただきたいのですが、全国の順位が書いてありますけれども、トラフグは日本全国で1番の水揚げをしております。シャコも1番です。アサリは2番目です、去年は1番でした。アナゴの類も2番ですが、アナゴも去年は1番でした。

愛知県というのは、伊勢湾、三河湾という大変生産性の高い海を持っているものですから、こういった特徴的に海の砂場といいますか、そういった棲みかに生息する魚がたくさんとれる、こういう海です。

生産性が高いと言いましたけれども、1ページ目のところに書いてありますが、昔、1934年、日本の生産性が非常に高いといわれる内湾の生産性を、志村さんという方がお調べになりましたが、三河湾は日本で2番目に高い、単位面積あたりの生産性を誇っていた。伊勢湾は5番目でした。1番は、東京湾だったんです。

なぜ、三河湾が、こんなに生産性が高いのかということなんですけれども、これは魚がたくさん捕れる条件、魚がたくさん棲んでいることなんですけれども、エサがまず第一ですね。その次に、棲みかです。もう一つ、魚の増える条件が、これは三河湾には、たくさんの広い干潟があって、藻場がありました、以前はですね。

そういったところで、魚が繁殖した。浅い海だもんですから、海の底もかなり深いところまで、昔は透明度がよかったので、光が到達します。たくさんの魚が棲める条件があったんです。うんと深い海というのと、三河湾のような浅い海というのとエサの量が違うもんですから、浅い海の方がうんと魚がたくさん棲めるんですね。

そういう三河湾だったんですが、エサがたくさんあるということは、河川から栄養塩が流れてくる、この栄養塩がプランクトンのエサになるわけですね。このプランクトンがたくさんあるから、小さい魚が棲める。小さい魚がたくさんいるから、大きい魚も棲めるというわけです。

陸から流れてきたこの栄養塩、これがなければプランクトンは発生しないわけですが、陸から流れてきた栄養塩が、湾の入り口が非常に狭いために、湾の外に流れていかない。一度流れてきた栄養塩は、何遍も何遍も繰り返し繰り返しプランクトンに変わって、魚のエサになっている。これが、三河湾が生産性が高い、最大の理由だったんですね。

ところが、その生産性の高い理由であった湾の水が、栄養塩が流れて行きにくい閉鎖性の海が埋め立てられて、海の自浄能力、海自身がきれいにする能力が削がれる。そして、湾に流入する汚濁負荷、これが増えるということで、海の中はいまたいへんな状況になっています。

3枚ほどはねていただきますと、こんな絵が描いてあるので見ていただきたいんですが、これは海の底の溶存酸素を、愛知県の水産試験場が調べてものです。

本当は、カラーで見やすいのですが、モノクロで見にくくて大変恐縮ですが、右のページの方に、酸素飽和度と書いてあります。50%、30%、10%と。海水に溶解込む酸素の量が、50%よりも少なくなると魚類、甲殻類に悪影響が出る。50%よりも少なくなってくると、もう魚、ほとんど泳いで逃げられる魚は、みんな逃げていってなくなっ

てしまう。

30%よりも少なくなると、貝類だとか海の底に棲む魚などは、もう生きていくことが困難になる。要するに、死んでいくわけです。

10%以下になると、ゴカイのような泥の中に入っている生き物も、酸欠でみんな死んでいってしまうわけですね。こういう状態を、貧酸素水塊といいます。

伊勢湾、三河湾の中に、白っぽくなっているのがあります。湾の中央が少し濃くなっていますが、その周りに白っぽい帯のように見えると思いますけれども、この白っぽい帯のあたりが50%を切っている海域です。それよりも中心の海域は、酸素が少ない、30%以下。真ん中の濃くなっているところは10%以下の海域です。

伊勢湾も三河湾も、大変な状態です。

表のある方の下側が、今年の6月上旬の伊勢湾、三河湾の溶存酸素量で、真ん中が下旬です。右ページの左の下が7月上旬、上が7月下旬、8月上旬、8月下旬です。

6月から8月まで、ずーと酸欠の状態が続いています。

そこで見ていただきたいのが、衣浦湾です。衣浦湾は、比較的水交換が良くて、環境の良い海です。ところが、環境の良い海なんですけれども、6月下旬ですけれども赤くなっています。つまり、30%以下の水が発生しています、衣浦港の近くですね。

それが、だんだんと衣浦湾口のほうに広がってくるんです。こういう状態になっています。

漁師は、調べる道具を持っていませんけれども、魚を捕っているので、海がどんな状況になっているのか良く分かっております。

例えば、今年のお盆の前後です。日間賀島は湾口にありまして、相当環境は良い海だというふうに私は思っていますが、この日間賀島の海も、酸素のうんと少ない水が流れてきて、タコつぼの親父さんが言っていました、カメの中に入ってるタコが死んで、溶けていたと。酸欠で、生きていけないわけですね。タコつぼに入っていないのは、逃げていくわけですけれども、逃げられないものは死んじゃうわけです。

この現象は、一色干潟にも見られましてね、浅い海にタコなんかも逃げていって、刺し網漁をしている漁師さんたちは、浅い海の方でタコが捕れている。いつもは、もっと深い海で捕れていたけれども、捕れなくなっちゃった。

アナゴのカゴ漁をしている方も、お盆の前後ぐらいから、武豊だとか一色の干潟でカゴ漁をやってたんだけど、それがほとんど捕れなくなっちゃった。酸欠の水が流れてきて、逃げてきた。それがどうなるかというと、師崎水道の底引き網の漁の網に入るわけです。なぜ入るかという、苦しいもんですから、酸素のある少しでも良い海の方にみんな逃げてくるわけです。広い湾の浅い海から、狭い師崎水道にみんな移動してくるわけです。

普通、棲んでるときは、アナゴなんかは海底に穴をあけて棲んでいます。網を引っ張っても、穴の中に潜ったらすぐには入りません。しかし、逃げてきていますから、棲みかがはいわけです。なので、網を引っ張ったらみんな入ってきてしまう。猛烈な漁があるわけです。

しかし、逃げてきて行ってしまいうわけですから、一時は漁があっても、その後の漁がなくなってしまう。漁師は、その時は儲かるけれども、やっぱりそんなんじゃないかと、ずーと安定して捕れる海が良いわけですね。

というように、漁師は、操業しながら、いま海がどんな状態になっているのか、というのがわかるわけです。

なぜ、そういうことになってしまったのかというのは、最初に聞いていただきましたように、海自らがきれいにする能力、干潟、浅場を埋め立ててしまったことです。よく言われることですが、3センチ程度のアサリが、1時間に1リットルの水を、砂の中で管を砂の上に出して、吸い込んだ水の中のエサを食べて、そしてきれいにした水を出す。1時間に1リットルです。

それ以外にも、干潟、浅い海にはたくさんの生き物がいるわけですが、そういう極めて浄化力の高い能力を持っていた干潟や浅場を埋め立ててしまったことに加えて、我々生活するものがたくさん人口が増えて、湾の中に流れる水も増えてきたし、畜産などもそうです。そして、農業生産もそうですね。肥料なんかが流れてきているんです。

これから、どうするかということですが、少しでも干潟を回復させる、これは絶対やらなきゃならないことですし、少しでも海の水をきれいにするためには、流れてくる汚れの量を減らさなきゃならないということで、総量規制がずーと実施されてきております。

その結果、どんなふうになってきたかというのを見てほしいんですが、2ページほど戻っていただいて、伊勢湾及び沿岸域の環境状況というのが載っております。

これは、閉鎖性海域の環境基準の達成率を表したグラフです。一番下の折れ線グラフのところは、伊勢湾です。環境基準が達成できれば、上の方にいくわけですが、ずーと汚れているということですね。

ずーと昔から伊勢湾というのは、東京湾、大阪湾、瀬戸内海などと比べると、1番汚れている、改善されていないということです。

1枚はねてください。

赤潮の発生状況が、次のページに載っています。これを見ますと、赤潮が減ってきています。随分、総量規制の成果が出ているのだらうなあとと思います。

ところが、次のページを見ていただきたいんですが、これは環境基準の達成状況を表したものです。私たちが、魚を捕る海というのは、三河湾の真ん中あたりです。この真ん中あたりの水の状況というのが、右下のグラフです。この右下のグラフの下の方に、太い線が書いてありますが、これが環境基準です。これよりも下回っていなければならないわけです。このグラフは、一番最初のグラフが昭和53年から平成13年までとってあります。真ん中あたりが少しきれいになっているところがありますが、これが平成元年です。汚れが増えてきています。

現状、良くなってきているかと思ったら、私たちが魚を捕る海というのは、水質も悪くなっているというわけです。

水質が悪くなる理由は何か。これは、流れ込む汚れの量の問題もありますし、海の底に

溜まっているヘドロの原因もあります。ヘドロは、さっき説明しました、酸欠の海をつくるときに、無酸素状態になると硫化水素などを発生させるわけですが、いずれにしても、海の底に溜まったヘドロというのは、プランクトンが分解するとプランクトンのエサになる栄養塩に変わるわけです。

ですから、水交換をいっぱいしてあげないと、いったん溜まったヘドロは、またヘドロになってしまうわけですから、水交換というのはとても大事だということです。

それで、その水交換の話はとても大事なので、最後にお話しさせていただきたいと思いますが、右の上の方に、衣浦港だとか三河港の値が載っております。これは、とても基準が甘いものですから、基準は十分クリアしているわけですが、しかし、よく見ると、どうも全体的に衣浦港の中も三河港の中もきれいにはなっていないようです。少し、見方を変えると汚れがひどくなっているかも知れないというのが実態です。

こういう状況の中で、衣浦港の中に埋立をする。埋立をすると何が良くなるのかということですが、最後のページを見ていただきたいと思います。下のグラフを見てください。

これは、名古屋港の潮汐です。潮汐というのは、潮の満ち引きの高さ差ですね。これが、1950年ぐらいから2000年ぐらいまでとってありますけれども、埋立がひどく進んだときというのが、だいたい1970ぐらいまでに埋立が終わってるわけです。猛烈な勢いで埋立があったのが1970年代ぐらいまでです。

埋立が進むに従って、潮の満ち引きの干満の差が少なくなっているわけです。これは、水交換にとって大変大きな役割を果たしている水の流れですね。潮の満ち引きというものが、弱くなっているということの意味するわけですね。

三河湾のように、もうすぐに死んでしまうような海になっている。辛うじて、ぎりぎりのところで魚が生活している。こういうような海では、ほんのわずかな環境悪化が、酸欠によって多くの魚を殺してしまうということになりかねないというように思っています。

そういうことで、埋立をすると湾の水交換を弱くする、ということが一つあります。

なぜ、弱くなるかということなんですが、僕も専門家ではありませんのでよくわかりませんが、月の引力によって、潮が満ち引きするということはみなさんご承知の通りだと思います。

桶の中に水を張って、これを揺らす。そうすると、少し力を加えてやると、うんと大きく揺れるようになりますでしょう。この揺らし方によって、うんと大きな波が立ったり、少ししか波が立たなかったりします。

湾の中に、潮の満ち引きで、潮の流れ、波がばーと入ってくる。奥の方まで行く。また、今度、引くときに湾の水が減っていく。桶を揺らすように、震幅といいますか、桶を揺らすのと同じことで、湾が大きければ大きいほど、広ければ広いほど、震幅の差というのが大きい。ですから、いま問題になっている諫早湾、有明海は、大きいときには6mの干満差があります。この辺は、だいたい2mちょっとぐらいなわけですが、

大きければ大きい潮の流れがあって、水を換えることができるというわけです。

小さく見てみますと、埋立をすれば必ず、今回の資料にもありますけれども、水路とい

われるような狭い道ができますね。これは、潮の流れを止めてしまいますので、そこには必ず泥が溜まっていきます。そこが、腐っていくわけですね。

このことは、衣浦の高潮防潮堤のすぐ近くで操業している漁師さんも仰っていますが、先ほどお話しがありましたが、高潮防潮堤のところの埋立が始まって2年ぐらいしてから、高潮防潮堤の沖側で、エビだとかトリ貝だとか捕っていたのが、それが捕れなくなったというように言っています。

それは、海の底がヘドロ化して、悪くなったからというふうに漁師さんが仰っています。わずか2年で、そういう海域になってくるわけです。埋立をして、潮の流れが止められれば、これだけ海の水質が、いつもプランクトンが発生しているような、赤潮が発生しているような海だと、海の底にすぐヘドロが溜まって、貧酸素が発生するような状態になるということです。

衣浦港の中というのは、水交換というのは、昔はこんな広い湾だったので良かったと思いますけれども、流れも少なくなってきましたので、こういったところから酸欠の水や赤潮が発生して、広がってくるということは十分考えられますので、これは愛知県の漁業に大変大きな影響があるもんだというように思っています。

因みに、もう時間が来たので終わらないといけないんですが、湾の水交換には、潮汐の問題もありますが、河川の問題、川から流れてくる水というのが、とても大きな水交換の役割を果たしています。

豊川だとか矢作川、この川の水量はけっこう多いわけですがけれども、夏場になると川の水の量の20倍から30倍の水を湾口に持って行くんだそうですね。冬場は10倍ぐらいたそうです。このように、湾の奥から流れてくる川というのは、とても大事だということが一つあります。

ちょっと、時間を過ぎましたので、もうちょっと言いたいことがありましたけれども、終わります。

司会

どうも、ありがとうございました。

先生方、非常に熱心で、みなさんにぜひ聞いていただきたいという熱意の表れだと思いますけれども、だいぶ時間も経過して参りました。

ちょっと、申し訳ありませんけれども、先生方にぜひ聞きたいことがある、言いたいことがあるという方、ちょっと手を挙げていただけますか。これからの進行に、参考にしたいいものですから。(2名ほど挙手)

また、手を挙げていただければ結構ですので、それでは今から質疑ということで、ご意見、質問を出していただきたいと思えます。

それでは、どなたに、どういうテーマでお聞きしたいかということ、それではお願いいたします。

質問者 1

すみません。村松さんをお願いします。

この案を、廃案にしてもらいたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

村松孝太郎さん答弁

村松でございます。

廃案ということでございますけれども、まだ、これ決まったわけではございません。いま、みなさまにご説明をさせていただいている段階でございます。

この後、環境アセスメントを行わさせていただきますが、その中で方法書と準備書とがございますけれども、その中でも、例えば町行政の方、あるいは町民の方からの意見をいただくことになっております。そちらの方でいろいろ意見をいただきまして、できれば私どもは、この3号地を整備をしていきたいと、こう思っております。

そういうことで、いろいろ説明させていただいておる状態でございますが、決まっちゃったからやると、こういうわけではございません。これからも、いろいろとみなさんに説明し、また環境アセスの中で、いろいろ調査することもございますけれども、その中でみなさんの意見も聞きながら進めていきたいというように思っております。

質問者 2

武豊町の者ですが、私もやっぱり村松さんに、意見をふまえてお聞きしておきたいんですけども、企業庁の方から、いままでの経過とかこれからの計画というのは、企業庁の方は推進の立場ですから、お話しがあると思うんですが、私のお願いとしては、環境部ですから、その環境部の方としては、あくまで環境の立場から、すべての問題が解決するまでは、企業庁にさせんぞということで、県の方ではありますけれども、環境部と企業庁とは一線を画して、それをきっちりしてほしいですね。

例えば、先ほど、坂口さんからご説明があったような、大きな意味の海洋環境に対する問題も、我々は直接的には生活の中での汚染ということを心配するわけですが、長い意味での環境汚染ということがあるわけですから、それは、県としてこういう計画がありになるのであれば、これから環境アセスメントという話ですけども、少なくとも、そういったことは私は坂口さんが仰ったような問題についても、そんなことは問題ないということ、はっきり確信を持ってから、こういう案を出していただきたいと思います。

お願いです。

村松さん答弁

わかりました。

質問者 2

強いて言えば、環境部の立場というのを、ここではっきり説明していただきたいですね。

企業庁はわかりますよ、推進したいんですから。ただ、環境部は、こういう問題があって、例えば、先ほど、遮水シートが漏れたという話がありましたが、ああいったことも後から出てきて、悪く言えば隠蔽の体質があったということですから、じゃあ、そういうことに対して環境部はどういう説明をするんだと、はっきりさせていくべきだと思います。

村松さん答弁

はい、わかりました。この問題は、確かに私ども環境部が、いまの最終処分場を計画させていただきましたけれども、環境部ではなくて、愛知県という大きな中で、この計画を進めていきたいと、こう思っております。

企業庁の方は、いまのところ休止していると、私どもも、これからしっかり環境アセスをやらせていただきまして、大丈夫だとかこういう話になりましたら、企業庁にその後正式に処分場として整備することをお願いすると、こういう段取りになつていきます。

ですから、環境部としては、当然、環境に関する漏れですとか、そういったことは当然無いように、護岸等の設計を考えております。先ほど、中川先生の方から、アセックで漏れたという話をされましたですけれども、私ども、アセックからはそのようなことは、ちょっと申し訳ございませんですけども、聞いておりません。ということで、本当にそんなことがあれば大変なことですし、アセックに聞きますと、今では海洋でも水質検査をやっておると、4カ所で年4回ですか、やっとなと聞いております。

当然、内水面にしましては、水質基準を通っておりますので、それは聞いておりますが、安全な水であることは、私どもも確かめております。

ということで、これから、特に環境面につきましては、しっかりやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

司会

他に、どなたかありますか。

質問者 1

坂口さんが言いましたように、西から東から埋立て来ると、湾が狭くなって水の流通が悪くなって、中電から上の方は本当に濁ったような水になっておりますので、この際、本当に埋めることは止めてもらいたいと思います。

司会

他にありますか。よろしいですか。

それでは、質疑を終わらせていただいて、最後に、先ほど、坂口さんが最初の発言でも、もうちょっと言いたいことがあるという部分があったようですけども、そういった部分の補足も含めて、締めくくりといいますか、今日の発言の締めくくりということで、坂口さんの方から、よろしくお願ひいたします。

坂口久巳さん

渥美湾というのは、特に水交換が悪いのです。渥美湾は、全部の水が入れ替わるのに、3. 3ヶ月ほどかかるそうです。ところが、衣浦湾の方は13日で水が入れ替わるというようにいわれています。

これは、とても良いことです。これだけ汚れが進んで来ている湾では、とても良いことだと思います。

この絵を見ていただきたいんですが、下に10と書いてあるところですけども、これは夏の三河湾の流れの様子です。海の底は下の表で、水面は上のようです。こんなふうになって流れます。

この流れも潮汐も、大きな水交換の役割を果たしますので、こういったことも考慮していただきたいというふうに思います。

特に、潮汐が減るということは、干潟が減るということです。干潟が減るということは、潮の満ち引きがあって少なくなる。干潮になったときに、露出する面積が減るということです。これがまた、アサリなどの棲息を少なくするということになりますので、海の浄化力、生産性を低めるということになりますので、そのことも大きく見ると大変重要な問題ですので、考慮していただきたいと思います。

以上です。

司会

ありがとうございました。

それでは、林さん、お願いいたします。

林信敏さん

行政は、過大に見積もるのがクセだというお話をしましたけれども、ちょっと数字を調べましたので申し上げます。

私の資料の1番上のグラフ、平成11年度の埋立処分量の実績が190万7千トンですね。じゃあ、県は平成9年4月に作った第6次産廃処理計画で、どのくらい見込んでいたでしょうか。数字申し上げます。358万トンです。随分かけ離れていますね。

さて、それで私から申し上げたい結論ですけども、いま私の話含めてみなさま方の話を聞いておまして、改めてこの問題、海を狭めて企業責任を曖昧にする、産廃問題の抜本的な解決を遠のかせると、そういうおそれがあるということ、改めて感じました。

ぜひ、この機会に愛知県は環境万博もやっておりますし、環境先進県、環境立県をうたっているわけですから、ゴミを出さないシステムを、製造段階から作っていく、そういう方向へ愛知県が音頭を取ってほしい。そういうことを、求めていきたいというふうに思っております。

以上です。

司会

ありがとうございました。

それでは、村松さん、お願いいたします。

村松孝太郎さん

林先生の後にまとめということで、お願いするのは本当に心苦しいことですが、再度、お願いをさせていただきたいと思います。

本県は、産業活動あるいは消費活動、大変活発な地域でございます。ゴミは出ます。確かに、ゼロミッションと言っておりますけれども、ゴミが現実には150万トンからいま200万トン近いゴミが、いま現実には最終処分されておると、このような現状がございます。

当然、生産あるいは消費活動から生じる廃棄物につきましては、自分自身で処理することが大切である、これが原則でありますけれども、確かに、リサイクル等も進んでおります。しかしながら、やはりゴミは出ておると、こういう現状から考えまして、いまどのぐらいの処分できる処分場があるかと言いますと、やはりあまり残っていないと、特に公共関与の最終処分場、先ほど言いましたアセック、衣浦PI、内陸部に豊田がありますけれども、あと数年長くて22年3月、アセックが22年3月までとなっておりますので、あと5年足らずでございます。

このような現状でございますので、どうしても継続的な産業活動や県民の方々が安心して生活できるためには、どうしてもこのような最終処分場が必要であると、私どもそう思っております。

その整備に当たりましては、当然ではございますけれども、一番最初に地域のみなさま方のご意見を十分にお伺いしながら、環境への影響も当然十分に調査いたしまして、適切な保全対策をしっかりと行いまして、県の関与しております第三セクターでございますけれども、そこが事業主体となりまして、地域のみなさまに安心していただけるように、進めていきたいと思っておりますので、最後のお願いになりますが、よろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。

それでは、中川先生の方から、補足を含めて全体の締めくくりを、よろしくお願いいたします。

中川武夫さん

全体を締めくくるといというのは、なかなか大変だと思いますけれども、それだけの能力を持ち合わせていないかと思えます。

今日、私たちそれぞれの発言を聞いていただいて、よくおわかりいただけたかと思えます。

基本的に、県が考えているのは、処分場が必要だということですね。その前提として、どれだけゴミを減らしていくのか、減らさなきゃいかんのか。産業が活発になったら、ゴミが増えると、じゃあ、どんどん産業を活発にしたいから、どんどんゴミの捨て場を作らなきゃいかんか、こういう話になってきますね。

それで、じゃあ良いのかという問題が、どうしてもありますね。

ですから、ゴミがあることは否定しませんが、それを如何に減らしていくのか。どこまで、減らしていくのか。いま、ここにゴミがあるから、それを埋め立てなきゃならん、というのではなくて、そのゴミをどこまで減らすつもりなのか、決意なのか、どうするのか、というところをまず基本的な愛知県の廃棄物処理計画の中で、明確にすることが必要だと思います。

林さんの方からも言われましたけれども、企業ですから、自由競争でどちらが安いかわかるか高いかということになってきますね。公共関与の処分場に埋め立てた方が、減量するよりも安ければ、減量しないですね。当然、そうなりますね。そうことでは、いけないわけですよ。

その結果、例えば、アセックでいま7億円の赤字と、だったら持ち込み料をもっとあげるべきですよ。私たちの税金で、企業が本来自前で処理すべき廃棄物に、私たちの税金を使って処理をしているということは、これは非常に大きな疑問ですよ。

そういうことを放置している限り、企業の方の減量努力は、やっぱりどうしても手を抜くように企業というのは動いてしまうということですね。そこをやっぱりきちんと私たちは見ていく必要があると、行政もそれを見ていただきたいということを思います。

だから、先ほど藤前干潟の話もしましたがけれども、やっぱり減量せざるを得ない、そういう状況になれば、いろいろ状況が変わってくるわけですね。そういう状況にまずするという、そういう発想が県の廃棄物対策課、まさしく対策です、目の前のものをどう処理するか、そういう問題じゃなくて、廃棄物行政をどうしていくのか、ここを基本的に考えていただくというのが、最大の問題ではないかと思います。

併せて、環境に与える影響については、環境影響評価をやると仰いますけれども、環境影響評価というのは、やはり先ほど坂口さんが言ったような、長期的な問題とかそういうことについては、やっぱり十分にまだ手法が定まっておられません。というか、そういうところまできちんと見通すということが、環境影響評価いわゆる環境アセスメントの中で、きちんと義務づけられていないのが現状ですね。

そうすると、先ほど私が言いましたように、今回のこの埋立では大丈夫というふうになってしまう危険性は、影響はあるけれどもわずかだと、そのわずかが20、30、40積み重なったときにどうなるのかということですね。

坂口さんの、一番最後の資料を見ていただきますと、衣浦湾はどんどん埋め立てられていますね。最後の、南のところのPIとこの3号地というところを埋め立てられている。

そうなってくると、じゃあ、衣浦港の浚渫土砂は、今度、どこへ埋め立てるのか。また、

この南に埋立場を造らざるを得なくなってくるわけですね。そういう問題を含めて、浚渫土砂を止めて、ここをゴミで埋め立てるなら、浚渫土砂はどうするのかということも、きちんと明らかにしていただく必要がある。

そういう意味では、環境影響評価は、単に周辺にどれだけの影響を与えるかというレベルに止まらず、全体的な計画そのものの整合性、正当性、そういうものについてきちんと明らかにしていく必要があると思うんですね。

中部空港を埋め立てました。影響はあるけれども、軽微と言いました。そして、また第2滑走路と産業界は言っていますね。

どうも飛行機が多くて1本では危ないというのじゃなくて、万博ですべての公共事業が終わってしまって、建設会社が食うに困っているから、次の建設事業は何かというと、一番最初に挙げるのがあれしかないという、そういう発想ですよ。

そういう発想では困るわけですよ。本当に、愛知の産業をどうしていくのか。そして、まさしく県も言ってるように、持続できる、私たちこれから15年20年大繁栄して、あとは廃墟となっていくということではないわけですから。そういう意味で、持続できる愛知県、持続的に私たちが生活できて、私たちの使った環境は、私たちの子孫に引き継がれていくわけですから、そういう意味で、持続可能な発展ということを念頭に置いた、全体的な計画というものを、愛知県にはぜひ望みたい、行政にはそのように望みたい。

そういう発想がないと、やはりその場しのぎの対応ということにならざるを得ない、いうことになっていくと思います。

そういう意味で、今日のまとめといえるかどうかわかりませんが、私の感想としては、単に目の前に廃棄物が出てくるということだけじゃなくて、先ほど言いましたように、平成14年で残余5.7年、いま17年ですね。あと2.7年しかないですね。どうなるんですか。そんなことはあり得ませんね。

必ず数字というのは、そういうマジックが出てくるわけです。あと5.7年といいながら、3年ぐらい経ってでてくると、あと3.8年とかね。あと5年ぐらい経つと、また4.5年とかというように出てくるわけです。要するに、何なんだろうという、そういうことですね。

いや、14年であと5.7年と言った責任は、その時はそうでしたということで、誰もとらないという、こういうことでは困るわけで、全体的にはそういう視点というものを、きちんと持った上で事業というものは、ぜひ考えていただく必要があるのではないかと、いうことで、ちょっと、まとめになったかどうかわかりませんが、話を終わらせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

司会

ありがとうございました。

4人の先生方には、大変お忙しい中、お出でいただきまして、貴重なご意見、お話しを

伺いました。

私たち、日本共産党の武豊町委員会ですけれども、お手元に8月1日付けの共産党の見解という資料をお配りさせていただきました。7点を指摘して、結論のところでは、衣浦3号地の産業廃棄物等による埋立には、容認・賛成することはできず、反対であることを表明すると、締めくくっております。

今日のお話しもお聞きいただいた通りでありますので、みなさん、今日は必ずしも反対の方ばかりではなくて、いろんな考え方で先生方のお話を聞こうと思って参加された方も多いんじゃないかと思えますけれども、ぜひ3号地埋立問題についてお考えいただく上で、参考になれば幸いです。

今日の会議の会議録というのか、概要については、私の方でまとめさせていただいて、私のホームページにも、1週間ぐらいかかると思いますが、掲載するつもりでありますので、またご覧いただいて、これからのお考えの上の参考にしていただければ幸いです。

本日は、大変お忙しい中、本当にありがとうございました。先生方、どうもありがとうございました。

(以上)